



2016年9月2日

福井県知事 西川一誠 殿

部落解放同盟福井県連合会



人権問題についての懇談会の申し入れ

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

常日頃より、部落問題・人権問題について県民の意識向上に鋭意ご努力賜り深く敬意を表する次第であります

さて、インターネットが進化、発展し我々の日常生活に無くてはならないものになっております。しかし、一方では、かつて、厳しく糾弾された部落地名総鑑と同じ中味のことをインターネット上に書き込み部落差別を助長、拡散させている現実があります。インターネット上における差別行為の氾濫に対して社会はどのように対応すべきか市民一人ひとりの人権意識が問われているといえます。

福井県におきましても、における人権問題の取り組みについて、県内各自治体の人権教育、啓発推進について等、課題が山積しております。

つきましては、福井県に残された課題について、お互いの協力と努力によってより良い方向を目指さすために下記の日程で懇談会を開催したいと存じます。

公私とも、ご多忙の折とは存じますが宜しくお願いします。

記

日時 2016年10月12日(水) 午後1時より

場所 福井県立図書学習センター [小浜市]

懇談内容は別紙

解放同盟県連出席者・ 30名

以上

2016年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項

2016年10月12日

部落解放同盟福井県連合会

1 「人権教育・啓発推進法」関係について

- ① 人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の 2016 年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。
- ② 各市町及び県で構成する人権啓発・教育連絡協議会の設置目的・内容を明らかにされたい。
- ③ 県人権センター2015 年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。また人権問題や同和問題などの啓発事業について地域福祉課との連携はどのように行われているのか。
- ④ 学校（義務・高校）における人権教育の内容（2016 年度 年間実施計画）を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、嶺北地域のものを示されたい（5～6 事例）

2 〇〇における差別事件について

- ① 〇〇での差別発言事件は、今日まで〇〇の人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、〇〇がこの問題の解決に向けて取り組むべき課題は多岐にわたる。県はこれまで以上に強い指導性を発揮し、〇〇と連携した取り組みを進められたい。
 - ・ 〇〇での実行力ある人権啓発推進体制の確立
 - ・ 学校での人権教育の充実
 - ・ 企業内での人権啓発の推進以上について〇〇の具体的な取り組み方針と県の関わりを明らかにされたい。
- ② 福井県及び〇〇の取組みの経過を明らかにされたい。（H27 年度年間実施報告 H28 年度年間計画の提出）

3 公正採用問題について

- ① 平成27年度の不適切事象の件数並びに、それに伴う労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて分析結果を公表されたい。
- ② 県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。また設置されていない企業への対策は。

4 身元調査問題について

差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。(昨年度の回答で県は有効性を認められている。市町村の裁量にどのように働きかけられるのか具体的な県の考えを明らかにされたい)

5 人権意識調査の結果について

県が27年度に実施された人権意識調査の結果報告及び分析結果から見える問題点を含めた今後の対応策について明らかにされたい。

6 [REDACTED]の開発事業について

[REDACTED]はどうなっていますか。

7 [REDACTED]の早期着工について

[REDACTED]計画はどうなっていますか。

8 [REDACTED]と[REDACTED]及び[REDACTED]について

[REDACTED]、これら3ヶ所の問題点は冬期の北からの強い波浪に関係しており、総合的に捉えた対策が必要ではないか。この3ヶ所の問題改善のため新しい消波ブロックの設置を検討されたい。

部落問題解決に向けた要求事項・回答

平成28年10月12日(水)

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ① 「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2016年度の人権施策推進計画に基づく実施具具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。	(地域福祉課、生涯学習・文化財課) 県は、同和問題に関する偏見や差別のない社会を実現するためには、教育および啓発を効果的に進めていくことが極めて重要であると考えている。 これまで、全市町が同和問題に関する取組みを計画に盛り込むよう指導してきており、平成27年度からは、全市町において、市町が主体となった同和問題の啓発に関する取組みが行われ、平成28年度も計画に盛り込まれている。 今後とも、県・県教育委員会は、市町等とも連携をとり、同和問題についての正しい理解と認識を深めるために、さらに充実した取組みを進めていく。 (提出資料1-1「平成28年度事業実施計画(各事業主体分)」)

要 求 事 項	回	答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について	(地域福祉課)	県人権センターは、人権相談に関する総合窓口として、県民からの人権相談に応じるほか、職員が講師となり、県民、企業等に対する人権教育・啓発を推進している。 具体的な活動内容については、次のとおりである。
③ 県人権センター2015 年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。また人権問題や同和問題などの啓発事業について地域福祉課との連携はどのように行われているのか。	(1) 人権相談事業 相談員による一般相談、弁護士による特別相談、嶺南地域への移動相談	・一般相談 開館日：火～金曜日 9時～17時（アオッサ7階人権センター内） 第2・4日曜日およびその前日 9時～17時 場所：アオッサ7階 人権センター内 相談件数 183件
	・特別相談	毎月第3木曜日 13時～16時（アオッサ7階人権センター内） 相談件数 14件
	・移動相談	偶数月第2金曜日 13時～16時 相談件数 0件 奇数月第3金曜日 13時～16時 相談件数 1件
	(2) 人権意識の普及啓発・研修における講師派遣回数	民間企業等 13回〔うち同和問題含む 8回〕（受講者 1,002人） 自治研修所、市町、学校関係 25回〔うち同和問題含む 18回〕（受講者 1,546人）
	(3) 情報の提供 啓発用備品貸出	78件 DVD・VHS 計 137本〔うち同和問題含む 21本〕 書籍 計 14冊〔うち同和問題含む 3冊〕 パネル 計 22枚〔うち同和問題含む 2枚〕
		(実績は、2015(平成27)年度)
		講師派遣については、相談員2名が対応するが、時期が集中するときは人権室職員も対応する。 研修レジメ等については、内容を人権室で確認し指導している。

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ④ 学校（義務・高校）における人権教育の内容（2016年度 年間実施計画）を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、嶺北地域のものを示されたい。（5～6事例）	（高校教育課、義務教育課） 県内の小・中学校および公立高校ならびに特別支援学校では、スクールプランの中に人権教育を重要な柱として位置づけている。人権教育全体計画および推進計画をはじめ、人権教育年間指導計画に基づいて、各教科、道徳、特別活動等を中心に学習を進めている。教科では社会科を中心に、身分制度の廃止ならびに解放令の布告から全国水平社の結成に至る経緯を学習している。道徳では様々な人権教材を題材に、自分の考え方を深めるとともに正義の大切さを考え、差別や偏見に対しての実践力を養う学習を進めている。特別活動では、学級づくりや人権週間を中心に体験活動や日常生活の振り返り等を行い、人権感覚を高めている。 高校では、現代社会や政治経済をはじめ、国語、英語、家庭科、情報科等の授業には人権問題を題材とした教材があり、これらの学習を通して知的理解を深めている。また、ホームルーム活動や学校行事等における集団活動全般を通して人権感覚を涵養している。 また今年度からは、教育振興計画に基づき、地区別人権教育研究協議会（三地区：福井・高志地区、奥越・坂井地区、嶺南地区）において、全校長を対象とした研修を実施している。本研修は、各学校において、教職員一丸となって人権教育に取り組むよう、リーダーシップの発揮を求められるところであり、こうした役割を踏まえ、管理職の人権および人権教育への識見が高められるよう、研修の機会の確保とその充実を求めることを目的とし、実施していくこととしている。また、今後は人権教育担当者についても、一年間の授業実践の振り返りをする研修会の設定をする予定である。 〔 提出資料 2－1 「人権教育年間指導計画」 提出資料 2－2 「人権教育授業実践例」 〕

要 求 事 項	回 答
2 〇〇における差別事件について ① 〇〇での差別発言事件は、今日まで〇〇の人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、〇〇がこの問題解決に向けて取り組む課題は多岐にわたる。県はこれまで以上に強い指導性を発揮し、〇〇と連携した取り組みを進められたい。 ・ 〇〇での実行力のある人権啓発推進体制の確立 ・ 学校での人権教育の充実 ・ 企業内での人権啓発の推進 以上について〇〇の具体的な取組方針と県の関わりを明らかにされたい。	(地域福祉課、義務教育課、高校教育課) 〇〇では、平成27年10月に「〇〇人権施策推進本部」を設置し、現在、人権施策基本方針の見直し作業を進めているところである。 見直し作業に当たっては、現在、国で検討されている部落差別解消法の成立動向を見ながら作業を進め、最終的には〇〇が本部会議を開催して決定する予定である。 また、平成28年4月から、人権担当課である〇〇を配置し、より人権施策を推進できる体制を整えた。 〇〇では従来から人権教育全体計画、人権教育年間指導計画に基づき、各学年において系統的・計画的に取り組んでおり、特に本年度は、映画化された〇〇を繋いだ人々の足跡をたどる資料を作成し、〇〇全小中学校に配布した。 子どもたちは、折に触れ「優しい日本人がいた場所 〇〇」のふるさと教材を通して、道徳の時間等に、思いやりや助け合いの心、そして公平・公正さについて学習している。 その成果として、総合学力調査での質問項目「他者の心や命を大切にする」「他者のよさを認める」において数値の向上が見られ、いじめ等の独自調査においても減少傾向が見られた。この資料は、県内すべての小中学校にも配布し、〇〇として、先人の思いやりやその行動を県内に発信している。 また、昨年度より導入した「法教育」については、研究指定校を中心に実践してきたことを〇〇の全小・中学校に広げ、〇〇全体の人権教育の充実に努めている。 企業を対象にした同和問題に関する啓発としては、平成28年3月に「公正採用選考人権啓発推進員研修会」(〇〇公共職業安定所と共催)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(〇〇公共職業安定所と共催)を開催している。 平成28年1月と7月に、部落解放同盟・〇〇・県の三者の意見交換会を開催し、敦賀市の取組みについて、解放同盟からご提案をいただき、今後も提案の実現に向けて敦賀市とともに取り組んでいきたい。

要 求 事 項	回 答
2 ■■■■における差別事件について ② 福井県及び■■■■の取組みの経過を明らかにされたい。(H27 年度年間実施報告 H28 年度年間計画の提出)	(地域福祉課) 昨年度、県と■■■■の共催により、同和問題を取り上げた「人権啓発講演と映画の会」(平成27年10月7日)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(平成28年3月15日)を開催した。(いずれも■■■■) 今年度は、同和問題について「人権啓発講演と映画の会」において東京都同和教育研究協議会副会長 桐畑先生による「就職差別、統一応募用紙を変えてきた生徒たち」と題した講演会を10月17日に、「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」を平成29年1月に実施する予定である。(いずれも■■■■) また、■■■■は昨年度、同和問題を取り上げた「■■■■職員人権研修会」(平成28年2月3日)、「人権教育指導者研修会」(平成27年11月26日)を実施した。さらに、県職員も講師として参加した「公正採用選考人権啓発推進員研修会」(■■■■公共職業安定所と共催)(平成28年3月9日)では、■■■■職員が同和問題実例を講演した。 今年度においても、昨年度と同様の取組みを行う予定である。 このほか、■■■■まつり(平成28年9月4日)において、同和問題啓発に関するチラシを配布し、公民館では同和問題等に関するパンフレットを配布するなど、啓発活動に取り組んでいる。 提出資料3-1 「平成27年度 福井県人権教育・啓発実績報告書」 「平成28年度 福井県人権教育・啓発実施計画書」 提出資料3-2 「平成27年度 ■■■■人権教育・啓発実績報告書」 「平成28年度 ■■■■人権教育・啓発実施計画書」

要 求 事 項	回 答
3 公正採用問題について ① 平成27年度の不適切事象の件数並びに、それに伴う労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて分析結果を公表されたい。 ② 県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。また設置されていない企業への対策は。	(労働政策課) 採用面接等において不適切な事象があったと平成27年度に報告があった件数は64件で、前年度に比べて17件減少(▲21.0%)している。 また、該当する事業所も55事業所と、前年度に比べ6事業所減少(▲9.8%)している。 これは、平成26年度から強化した企業の採用担当者に対する公正採用選考に関する取組みが浸透した良い影響と考えている。 県では企業向け啓発用のリーフレットを作成し、6月1日・2日の人権教育指導者研修会等において事業所の人事担当者に配布し、公正な採用選考を行うよう要請している。 さらに、6月11日の大学等新卒予定者向けの合同就職面接会においても、面接会に先立って企業の採用担当者に対し公正採用選考に関するセミナーを実施し、8月18日の企業の採用担当者向け若者定着促進セミナーにおいても公正採用選考に関するセミナーをあわせて実施している。 一方、「公正採用選考関係機関連絡会議」に福井労働局の担当職員にも参加いただき、不適切事象があったと高校生から指摘があった企業に対する確認や指導、啓発を依頼している。 福井労働局では、管轄するハローワークが違反事業所を戸別訪問し、公正な採用選考を行うよう指導・啓発しており、特に質問が多い「家族の状況」について、重点的に改善指導を行っている。 福井労働局管内で公正採用選考人権啓発推進員を設置しているのは、福井労働局の調べによると、1,582事業所と、95事業所増加している。 設置されていない事業所に対しては、毎年文書により設置勧告を行い、ハローワークでの求人来所の際や事業所訪問の際などに制度説明し、設置勧奨を行っている。 (高校教育課) 24年度から教育委員会でも独自に公正採用選考問題に取り組んでいる。今年度も、教育委員会が作成した公正採用選考依頼文書をハローワークに求人を依頼した企業に対して配布し、公正採用選考の周知と依頼を行った。 また、これまで同様、採用試験を受けた生徒全員から「公正採用選考に係る受験報告書」を回収し、集計したものを「公正採用関係機関連絡会議」に提出する。これにより、不適切な事項を把握していく。

公正採用調査の分析結果

別紙

1 件数

	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
受験報告書の総数	1,918	2,013	2,331	2,350	2,055
該当する受験報告書の件数	64 3.3%	81 4.0%	108 4.6%	106 4.5%	138 6.7%
不適切な項目の延べ合計数	94	127	169	188	196
統一応募用紙以外 提出書類	0	0	0	0	0
①戸籍謄(抄)本	0	0	0	0	0
②住民票	0	0	0	0	0
③健康診断書	2	1	0	0	3
④その他	0	0	0	0	0
不適切な質問	92	124	168	188	193
①本籍、出生地	3	1	6	3	5
②家族の状況	62	73	91	91	116
③住宅状況	2	4	4	10	4
④生活環境、家庭環境	2	4	6	13	6
⑤購読新聞、雑誌、愛読書	2	2	8	4	5
⑥性別で区別した質問	0	3	3	1	0
⑦人生観・生活信条	0	1	3	0	1
⑧尊敬する人物	4	6	9	13	13
⑨思想	0	1	2	0	0
⑩宗教	0	1	7	4	1
⑪支持政党	0	0	0	0	0
⑫短所、喫煙、交友関係	17	28	29	49	42
作文の題名	0	2	1	0	0
管内別の延べ件数					
福井管内	45	63	94	86	97
武生管内	21	16	28	42	41
大野管内	0	3	1	0	0
三国管内	7	9	15	9	16
敦賀管内	10	20	17	27	23
小浜管内	7	7	0	6	13
県内計	90	118	155	170	190
県外	4	9	14	18	3
合計	94	127	169	188	193

②家族の状況の内訳

	内訳	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
1	家族構成	25	30	35	37	48
2	家族の職業	51	56	77	66	76
3	家族の年齢	3	1	7	7	4
4	家族の健康状況	2	0	2	3	7
5	家族の学歴	0	0	1	0	2
	計	81	87	122	113	137

2 事業所数

	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
受験事業所の総数	700	743	786	760	712
該当する事業所数	55 7.9%	61 8.2%	79 10.1%	71 9.3%	99 13.9%
不適切な項目を有する延べ事業所数	83	102	134	137	151
統一応募用紙以外 提出書類	0	0	0	0	0
①戸籍謄(抄)本	0	0	0	0	0
②住民票	0	0	0	0	0
③健康診断書	2	1	0	0	2
④その他	0	0	0	0	0
不適切な質問	81	99	133	137	149
①本籍、出生地	3	1	5	3	5
②家族の状況	53	56	67	61	85
③住宅状況	2	4	4	9	3
④生活環境、家庭環境	2	4	6	12	6
⑤購読新聞、雑誌、愛読書	2	2	7	4	4
⑥性別で区別した質問	0	1	3	1	0
⑦人生観・生活信条	0	1	3	0	1
⑧尊敬する人物	4	6	9	9	9
⑨思想	0	1	2	0	0
⑩宗教	0	1	3	3	1
⑪支持政党	0	0	0	0	0
⑫短所、喫煙、交友関係	15	22	24	35	35
作文の題名	0	2	1	0	0
管内別事業所数					
福井管内	24	32	42	33	46
武生管内	15	11	13	17	27
大野管内	0	2	1	0	0
三国管内	5	5	8	5	8
敦賀管内	5	5	7	8	10
小浜管内	4	2	0	3	6
県内計	53	57	71	66	97
県外	2	4	8	5	2
合計	55	61	79	71	99

要 求 事 項	回 答
4 身元調査問題について 差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。(昨年度の回答で県は有効性を認められている。市町の裁量にどのように働きかけられるのか具体的な県の考え方を明らかにされたい)	(市町振興課) 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を防止する上で有効であると考えているが、現段階では法制化がされておらず、制度の実施については、各市町の裁量に委ねられている。 そのため、県では、「福井県人権施策基本方針」の平成28年8月1日修正版に、施策の柱として、「不正な手段による身元調査の防止」を掲げ、「差別身元調査につながる住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を防止するため、市町に対し、本人通知制度の導入を働きかけます。」と明記したところである。 具体的には、平成27年11月に、管内全市町で本人通知制度(事前登録型・不正取得通知型)を導入している京都府庁を訪問し、制度導入までの経過等を伺った。 また、県内で導入を検討している市町の中には、制度を導入するのであれば少なくとも法務局の支局管内で始めたいという声があったことから、当該関係市町を訪問し、導入に向けた依頼を行うとともに、平成28年3月18日付けで、全市町に対して「本人通知制度の導入に向けた検討について」の依頼文を発出すると同時に、不正取得通知型の本人通知制度実施要領の参考例を送付し、積極的な検討を促した。 平成28年7月には、市町の担当課長が集まる戸籍住民基本台帳事務協議会において、先進事例として、[REDACTED]を講師に招き、[REDACTED]における事前登録型本人通知制度の導入に向けた経緯、導入手続および現在の運用等について説明いただくとともに、県からあらためて導入の検討を依頼した。 今後、出来るだけ早期に本人通知制度を導入いただけるよう、市町に対して、継続して働きかけを行っていく。

要 求 事 項	回 答
5 人権意識調査の結果について 県が27年度に実施された人権意識調査の結果報告及び分析結果から見える問題点を含めた今後の対応策について明らかにされたい。	(地域福祉課) 平成27年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の結果から、主に、次のような課題があると考えており、今後、解決に向けて具体的な人権教育啓発に取り組んでいきたい。 ・日本は人権が尊重されている社会であると感じている人が約7割にとどまっており、約3割の人が社会生活の中で何らかの人権侵害を経験している。(関連 問1、問2(1)) より多くの県民が人権意識を持つために学習する機会を提供していきたい。 ・同和問題への関心が低い。(関連 問4、問9) 市町と連携しながら、同和問題の周知や研修の機会を増やしていきたい。これまで、学校では社会科や公民科を中心に同和問題を学習している。さらに同和問題を深く理解するための話し合い活動を実施する等、児童生徒が主体的に活動する学習を進める授業づくりを充実していきたい。 ・同和問題について、結婚に反対したり、結婚をあきらめようとする人がまだいる。(関連 問10、問11(1)(2)) 同和問題についての正しい理解と認識を深められるよう研修、広報を充実していきたい。 ・過半数の人に人権の啓発活動が知られていない。(関連 問21) 多くの県民に関心が持たれるように啓発事業を工夫していきたい。 (提出資料4「人権問題に関する県民意識調査結果報告書」)

要 求 事 項	回 答
6. [redacted]の開発事業について [redacted] [redacted]整備はどうなっていますか。	(土木部、嶺南振興局) [redacted]については、[redacted] [redacted]で交通安全上問題があることから、18年から関係者協議を開始し、19年度から事業に着手した。 これまで地元より要望のあった周辺整備等については順次対応しているところ。 また、[redacted]であり、23年9月より関係する[redacted] と協議を進めているが、[redacted]状況にある。 しかしながら、[redacted]との協議・調整は少しずつ進展しており、できるだけ早く合意を得て、事業が進めていけるよう努めていきたい。

要 求 事 項	回 答
7 [REDACTED]の早期着工について [REDACTED]計画はどうなっていますか。	(土木部、嶺南振興局) [REDACTED]いては、[REDACTED]、また、[REDACTED]に入る右折レーンが無いなど交通安全上問題があることから、28年度から事業に着手した。 現在、地元および関係地権者・占用者等への計画説明を進めており、調査および詳細設計に着手している。 今後とも、関係者協議を継続し、設計を完了させ、次年度以降の用地補償・工事へと事業進捗が図れるよう努めていく。

要 求 事 項	回 答
8 [redacted]と[redacted] 及び[redacted]について [redacted]、これら3ヶ所の問題点は冬期の北からの強い波浪に関係しており、総合的に捉えた対策が必要ではないか。この3ヶ所の問題改善のため新しい消波ブロックの設置を検討されたい。	(土木部、農林水産部、嶺南振興局) [redacted] [redacted]など、それぞれの管理主体が連携・協力し、対策を実施している。 26～27年度にかけて、砂の堆積や侵食などの状況を観測してデータ分析など原因究明のための調査を行った結果、冬期波浪時に起きる時計回りの循環流により砂の移動が生じることがわかった。このことを踏まえ、[redacted]および[redacted]において[redacted]を実施する。 [redacted]については、今年度は、河口から[redacted]する。 消波ブロックの設置については、[redacted]のどこに砂が堆積、侵食するかなど、影響を確認する必要があり、今後、調査を進める。

平成28年度部落解放同盟との懇談会 議事録

日時 平成28年10月12日(水) 13時～16時

場所 若狭図書学習センター講堂

【出席者】

(福井県連合会)

(中央本部)

()

(県)

櫻本健康福祉部長 他

開会のあいさつ

(司会)

みなさんこんにちは。定刻になりましたので、部落解放同盟と福井県との懇談会をただいまから始めたいと思います。本日進行をさせていただきます私、
と申します。よろしくお願いいたします。
福井県当局の皆様には健康福祉部長様、また嶺南振興局長様には、この懇談会に初めてのご出席ではないかなというふうに、御見受けしております。人権問題、または職務についての引継ぎは十分にされていることと存じます。明快なご回答をいただき、この懇談会が実りあるものとなることを最初にお願ひいたしまして、進行させていただきます。それでは、最初に
の方からご挨拶をお願いいたします。

()

県のみなさん、大変忙しい中、参加をしていただきましてありがとうございます。毎年のことながら、年に1回みたいになっていますが、やはり進展があるような回答をお願いしたいと思います。日頃はたいへん部落解放運動についてもご尽力いただきまして、ありがとうございます。これで、県交渉をやりだしてから47回ですわ。ずーっと継続してきて、やっとここまで来たわけですけども、今日は今日でやはり難しい問題がやっぱり山積していますから、今日の状況を合わせてやっぱり取り組んでいただければならないことがいっぱいありますね。

こう4年、5年の間に同対法が消えてから後、やっておりますけどもなんといってもやっぱり啓発の問題、それから、後から出てきました[]の問題。これをしっかり解決していかならんと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また中央本部からも遠いところ私共の運動に対し、力強いご支援賜りまして、誠にありがとうございます。今日また、長時間になりますけども、よろしくお願いいたします。それから支部の皆さんには先ほども言いましたように運動が始まってから47回の県交渉、その間何回かやっておりますけども、基本的には毎年1回ということで、47回目になります。これは続いたということ、私はやっぱりものすごく評価しなきゃなんと思えますね。こうして皆さんの顔を見るとたくさんの方が集まってくれる、皆忙しい、県やら関係者の皆さんは公務ですから、われわれはやっぱりそうじゃない方もたくさんおられます。その中頑張ってきていただきました。だからこれは物事継続ということで、皆さんの47年間これずっと並んできていただいて、厳しい目をもって県の対応、その他の皆さんの対応見てきたわけですね。そのことがやっぱり力になる。継続の力。だからここにいる皆さんの並びがなきゃとっくの昔に県交渉も終わってるかもしれない。そういうことで非常にそうしたところありがとうございます。簡単ですけども開会にあたっての、解放同盟福井県連のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(司会 [])

つづきまして福井県側の福井県健康福祉部長櫻木宏様よろしくおねがいたします。

(櫻本 健康福祉部長)

福井県健康福祉部長を去る4月に拝命しました櫻本と申します。どうかよろしくお願いいたします。開会にあたりまして、県の出席者を代表して、一言ご挨拶申し上げます。本日は部落解放同盟福井県連合会から[]様をはじめ、多くの会員の皆様、そして、また本部からも多数の執行委員の皆様にご出席賜りまして、ありがとうございます。そして皆様には日頃より福井県におけます同和行政の推進につきまして、格別のご理解ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りして、厚くお礼を申し上げたいと思います。さて、同和対策審議会の答申が出て50年を過ぎましたが、2月の部落地名総鑑復刻版の出版事件など未だに部落差別が解消するに至ってはおりません。そして国では部落差別の解消の推進に関する法律案が継続審議となっているところでございます。福井県におきましては平成12年に人権教育および人権啓発の推進に関する法律が施行されたことを受けまして、平成15年に福井県人権尊重社会づくり条例

を制定をいたしまして、市町・企業・各種団体とともに人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進をしているところでございます。具体的には人権教育の指導者研修会、あるいは人権啓発講演と映画の会などの研修会の開催、広く県民に参加をしていただいております人権フェスティバルなどを通して、啓発活動を積極的に進めております。しかしながら、本日の議題にもございます[]で同和問題に関する差別発言事案が発生するなど未だに社会に潜む差別意識が解消をされていない状況でございます。本日の懇談会におきましてはそれぞれの議題に対しまして、私ども健康福祉部をはじめ関係所属の出席者が回答をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の懇談が実り多きものになりますことを祈念いたしまして、簡単でございますがご挨拶に替えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(司会 [])

ありがとうございます。お名前を間違えまして、誠に申し訳ございませんでした。続きまして[]の方からおいでいただきました部落解放同盟中央本部[]の方からご挨拶をお願いいたします。

[]
どうもみなさん大変ご苦労様です。それからまた仲間の皆さん大変ご苦労様です。今日は中央本部からということで、私とそれから[]ですけども2名参加させていただいております。あとまた[]の方からも参加があるというふうなご報告をいただいておりますけども。さて、私がこうして担当になりました例年こう毎年こうした機会に参加をさせていただいております。まあ新しい課題ということよりも継続して、この間でですね議論を交わしてきた課題がほとんどだというふうに思うわけであります。とりわけ[]の問題につきましてはですね、現実的にはいろんな困難な状況があってですね、差別事件そのものをということにはなっていないですが、いわゆる二度とこうした差別事件を起らないためにどうするかということについてですね、県の皆さんにもですね相当努力をしていただいておりますね、今年に入ってようやく2回会議をする機会を持てました。まだまだ十分とは言えませんが、少しずつですが前進をしてくているような気がします。またこのことについては後ほど交渉課題でもありますので、しっかりと議論していきたい。最後また全体の教育啓発の問題でありますけども、私どもから指摘しているのは別に難しい問題じゃなくて、1つは差別の実態ということについてしっかり踏まえてほしいことと、せっかく教育啓発に取り組むのならですね、それぞれの県は県としてしっかりやっていただきたいんですが、市町村が主体的に創意工夫した取り組みっていうんですかね、それ

のところが必要であるというふうに思うわけですが、そこらへんのところがちょっとねっという感じも思っています。そういうことも踏まえながらですね、冒頭の部長さんのところでもあったんですが、中央では今、部落差別解消法の成立に向けて継続審議ということになってるわけでありましたが、状況を聞いてみますとこの、この臨時国会の会期内に成立をさせたいということで、精力的にさまざまな取り組みが行われているそうであります。で、この法律っていうのはですね、実は基本的には去年にですね、私ども中央本部のそれぞれの知事さんへの要請活動の中で福井県でも知事さんと直接会う機会がありましてですね、そしてそのなかで確認をしてきたわけですがでも答申の意義なり、精神というのを再確認してですね、細かく言われていきたいと。50年前には予想もつかなかったような、様々な形の差別事件が今続発している、そういうことも踏まえてですね、もう一度しっかりと差別の事実をとらえていこう、こういう意味での法律であります。さらには教育・啓発を取り組まれるわけでありまして、どうしても抽象的になってしまっている。しかし、今回の法律の趣旨というのは、まさに部落差別がある、そしてその部落差別を根絶するための教育・啓発をどうするのかという提案であるわけですね。そういう意味で、まだ成立はしていないんですが、趣旨というのは非常に大事なことでありますから、そのことをいわゆるこういう事実、実態というのをしっかりと踏まえて、今後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。今日は、そうした大事な機会であります。私たちは部落差別が一日も早く、解消されることを心から願っているわけでありまして、皆さんの立場はいわゆる行政の責務として差別をなくしていくという立場にあるわけでありまして、そういうことをしっかりと認識をしていただいて、限られた時間でありまして、極めて内容のある、時間にしたいというふうに思っています、本日はよろしくお願いをしたいと思います。

(司会 [REDACTED])

はい、ありがとうございました。それでは、出席者の自己紹介、まず解放同盟の方からいちばん右の端の方からお願いします。

自己紹介 団体： [REDACTED]
県： 県連提出名簿登載者（管理職）

要求事項説明 ～ 回答読み上げ

(司会 [redacted])

どうもありがとうございました。それでは早速ですが、要求事項の提起を部落
[redacted]の方からお願いいたします。

([redacted])

要求項目読み上げ (1～8)

(1①②③、2①②、5 宮前地域福祉課長、

1④、2①、3① 松田教育庁教育振興監、3①② 土橋労働政策課長、

4 尾形企画幹 (市町振興課長兼務)、6、7、8 宮下小浜土木事務所長)

回答読み上げ (1～8) (座って説明)

1 「人権教育・啓発推進法」関係について
(地域福祉課、生涯学習・文化財課)

(司会 [redacted])

それでは質疑応答に入らせていただきまして、同盟の方からありましたら、お願いします。

([redacted])

たくさん資料を揃えていただきまして、ご苦勞やろうと思うんですけども、しかし中身を精査いたしますと、前進したとかそういう風に思いたいと思うんですけども、いろんな資料を見ますと、なかなかそうはいっていないと思うんですね。

例えば人権啓発についても、各市町の計画なり実践計画なり見ていただくと、やっぱり、字面ばかりが多くて、いかにも何かやっていると思うんですけども、少し詳細見ると、やはりある町では、県の主催の人権問題の取組みについて、その町にはたくさん人がいるけれども、1名とか2名とかそういう類が多い。まあ、がんばっているところは、[redacted]なりありますけど、やっぱりこれは同和地区を抱えている市町だけでなく一番問題なのは嶺北の方の市町の取組みがいかに進んでいくかということに関わってくるわけです。部落問題というものは決して部落の地域関係なしに、やっぱり人間の交流が多くなっている中で同和問題というのは誤った認識はたくさん持つとるわけ、ただし本当に理解しているのは本当に少ない。その中で、いろいろ言われる中で差別事件が起こってくる可能性、たくさんある。ですからね、せっかく連絡協議会が出来たんですから、そこでお

互いが、言及し切磋琢磨して、進んでるところに習う、そういう積極性が見られないんですよ、この中に。せっかく協議会作ったんですから何のために作ったんだと。ただ単に情報収集だけで終わってるんじゃないかと、そういう傾向は見られますわ。また後ほどいろんな意見出ますけれども、私は思うんですよ。だから、やっぱり協議会が何のためにあるかという、みんなの取組みのレベルを、上げていくために作ってほしい、それなら情報収集、せななりませんわな。収集したら参考にして、さらに自分ところの取組みのレベルを上げてもらわないと、何の意味にもならない。今年、28年度の中身を見てみると、そういうところが見えない。各市町村、嶺北では、それでは何のために作ったかわからないので、協議会の中で審議して、やはり全体を底上げしていくんだという目的をしっかりと持っていないと、単に情報交換だけでは意味がない。情報交換したって、市町によってやるかやらんかだけのことですわ。それ生かすか、生かさないか、やっぱり面倒やからやめようかと、難しいからやめておこうかと、そういうことの類になってしまっただけは何のための協議会か、分らない。だからこれを県はどう評価するのかと、この状態をどう評価するのか。進んでいるのか、進んでいないのか、そこのところ分析して、言うべきことは言ってもらわんと困るわけや。まあ以上ですわ。それどうなんですかね、その辺は。あと、いろんな問題出ててるから、一応答えて頂戴。

(宮前 地域福祉課長)

市町との協議会ですけれども、今年度は5月に開催して、そのあとに過年度の計画を出してもらったんですけども、その時に計画の拡充とか新規をもっと追加してくださいとお願いしまして、市町も努力した結果がこれなんですけれども、また来年2月に市町の協議会やりたいと思いますので、そのときに新年度の事業につきまして単なる情報交換だけじゃなくて、お互いのやり方を含めて意見を交換していったって、さらにまたレベルアップをしていきたいという風に考えています。

()

資料の49ページ見てみると、 かな。見ると県の主催ばかり書いて自分のところが少ないというところがありました。

()

ですが、回答書の中にちょっとよくわかっていない部分がありますが、全市町の推進計画については、全市町で同和問題明記されたんですか。それが一つと、この回答書で言うと、さっき委員長もおっしゃいましたが、

市町の取組みに対して、県は取組みの現状について、どう評価するのか、聞いているんですが、市町の現状の取組みに関しては、どういう評価をしているんですか。

(森下 人権室長)

第一点目の計画に同和問題が明記されてるかということでございますが、これにつきましては昨年度、すべての市町の人権基本計画の中に同和問題が明記されました。これは完了したという風に考えています。ただし明記の度合いがいろいろございますので、計画自体を充実してもらわないといけないなと考えております。

それから二点目の市町の現状について、どう評価するかという点でございますが、これは先ほどおっしゃたように、市町で温度差があるということは私どもも感じております。温度差があって取組みが熱心でないところについては、いかに熱心に取り組んでいただくかということで、この連絡協議会で情報交換と今年、先進的に取り組んでいるの同和の取組みについても発表していただきました。会議には当然、各市町の課長クラスが出席していただきますので、そういった意味でトップの人が同和の取組みについて、理解していかなければいけないと感じているのではないかと思います。今すぐに新しい計画がまだ出てくるには難しいのかなと、これから少しずつ取り組んでいただけるように、県も指導していかなければならないと思います。

()

さきほど探したんやけど、。上から言うと63ページ。ほとんど県とか県教育委員会の主催、あと、いまいち。これ認知症の話やな。それからあとは県の主催のやつ。それから、11月はこれから予定あると思うけど、分かりませんけれども、女性ネットワークとか、あとは県の主催のやつ。あと12月の19日か、の映画を上映すると。それはいいとは思うんやけど、もう少しやっぱり人権そのものに対してしっかりと、配慮したものがないといかんのかなと。こんなかに同和問題入るわけないやん。そうやろ。こういう形に続けていったんでは、これじゃあ意味ないですよ。その辺をどう評価するかというのを、考えていただきたい。

今の関連ですけども、いわゆる全市町において市と市町が主体となった同和問題の啓発に関する取組みが行われたと回答がありますが、いまがおっしゃったが、主体となった同和問題の取組みってどのことを指して

るんですか。言わば、そういうところがいろんなところにあるわけですよ。[REDACTED]もそうですし、その、市町が独自にやってる取組みがあまり見られないですね。[REDACTED]では、同和問題をテーマとした人権ワークショップをやりましてあります。参加したのは13人の取組みなんです。だから、主体となった取組みというのはもう少しですね、なんていうかな、広がるような取組みとして挙げてほしいのと、[REDACTED]で言うと、人権ポケットブックの配布っていうのがなぜ同和問題なんです。人権ポケットブックの同和問題版を作ったっていうなら、同和問題なんですけども、なんか同和問題こじつけで書いてあるんですよね。多くの市町の取組みの中で同和問題ってあるけれども、その下に人権問題って書いてあって。単に同和問題の言葉がそこに書いてあれば同和問題として挙げておられるんですか、皆さん。せめて、主体的なテーマが同和問題の時に挙げるんならともかく、パンフレットに同和問題という言葉が入るから、同和問題だというのは皆さん、評価しすぎというか、過大評価じゃないですか。そんなことで、こういう取組みで是とするならば、これでいいとするならば、取組んでない市町村の、カンフル剤にはならないと思って、これでいいやってなりませんかね。

(宮前 地域福祉課長)

ポケットブックの配布とか周知していくという指摘は大事だと思うんですけども、こういう情報をまた町の方にも投げかけて、主体的にできるのかということ協議しながら、やっていきたいと思います。

[REDACTED]

いろんな手法があっていろんなことやっていいと思うんですよ。ただ今日、冒頭にですね、部長の挨拶にあった答申の精神をしっかりと再確認するんだとか、それからまた、いわゆる[REDACTED]と言われている、悪質な問題、さらには差別事象が起きてるって現状認識っていうことを、今日の挨拶だけに終わってしまっているんじゃないかと。そういう事象認識を、やっぱり今日の挨拶だけじゃなくて、日常の県の行政の中に当然生かされてるんだろうと思うし、最低限共通認識をしっかりと市町村に出していくというか、とにかく、答申をしっかりと踏まえていくことと、現実に関日に、悪質な差別事象が起きてるっていう事実をね、やっぱり共通認識として全部の市町村に言った上で、じゃあその差別事件をなくす為にどうするのかということが、まずあって、で、司法的にいろんな方法があると思うんですけど、そんなことは我々意見してないでね。だから、その基本のところが欠けてるんでね、まあ変な話ばかりになって、結局抽象的な差別をしないようにしましょう、人権を大切にしましょうってだけで終わってしまってるということ。

それからもう一つは、概ね、市町村の実施状況とか見たらね、県がたくさんのメニューを作ってたくさんの取組みをしている、それに参加をするっていうか、のっかってるだけに終わってしまっている。それで果たして、市町村が主体となった同和問題とか啓発に関する取組みが行われていると言えるのかどうか、ということや。その基本的な認識は、結局共通認識としてしっかりと徹底させて、そのうえでという。

(櫻本 健康福祉部長)

ありがとうございます。確かに人権という一つの心地よいワードの中で、物事の本質にしっかりと向き合っていないんじゃないかというご批判だと思います。そして市町に言っているというのは地域住民に一番近い行政主体としてこの同和問題解決する際の、最前線としてしっかりやらしてもらわないといけないと思います。昨年8月にこの協議会を作って、役に立っているのかという厳しいご指摘をいただきました。[]の例をはじめ、まだまだ市町によっては、そこらの認識が不足しているという風にも思いますので、今後この協議会を通じるなどして、県の指導力を一層強化していきたいという風に思います。まだまだご満足いただける内容ではないと思っておりますので、指導力の強化ということを強くやっていきたいと思えます。

[]
我々の満足の話じゃなくて、口頭言うてくれた挨拶の内容というのは県の基本の見解でしょ。その基本的見解をどう徹底させるのかということが、まず大事。その上に立って、じゃあそれを具体的に取るための計画をどう立てるのかということが基本にある。そして手法論としてはいろんな手法があるでしょ。基本はここですよというのをしっかり徹底させてほしい。だから別に、我々満足せんでもいいんですよ。県が部落差別なくす為に全力を注いでいるという状況をどう作っているんかという話や。

[]
すいません、ここで実際にあった話をしたいと思うんですけども。私、[]
[]と言います。昨年のお話なんですけど[]に生まれ育った方が、[]の方に行かれまして、[]の方、女性と知り合いまして、結婚話が出たんです。それで、その女性の両親が、[]が多いからちょっと調べなあかんなということで、どうも興信所に頼んで調べられたそうです。男性は[]の方でしたんで、当然その部落ありませんので、部落じゃなかったわで済んだんですけども、実は私たち[]が部落なんで、[]にはそういや部落があったなと

いうことで、話はそれで済んだんですけども、まあ当然部落じゃなかったんで、差別の話にはならなかったという話なんですけども。先ほどからその資料の話が出てまして、[]の資料も見たんですけども、同和問題のことほとんどないんですね。で、その地域住民の方は研修ていうのも全く無いように思うんですけども、当然その[]が一番、県内で人口多いところなんです。あの一番力を入れてやってもらわなあかん市かと思うんで、特に[]で、どうもできてない状況にあって、今話しましたように去年の話なんでね、その結婚の話が出たのはね。実は私自身が結婚差別を受けてまして、結婚して38年になるんですけども。まったく38年前と変わってない状況なんです。私は調べられる前に、嫁はんの両親に私は部落ですよという話は自分でしたんですよ。両親、親戚に理解をしていただくまでに、半年かけて説得しました。大変でした。けれども、話戻りますが、そういう現状がいまだにあるっていうことをよく皆さん方に分かっていたきたい。それで研修はこんだけたくさんの資料揃えてもらってもですね、中身がもう一つ見えてこないというか、分からないんですね。で、実際に生きてこない。私たちは先ほど一番初めに話ありましたけどもね、部落差別が無くなってほしいんですね、一日も早く。私が結婚する時に差別を受けましたが、自分の子どもたちには差別があってはならんばと思ってますけども、それがやっぱり無くなってない。まさかよもや孫の代までと思うんですけども、なくなっほしいでね、そこのところよく分かってですね、これからも勉強していただきたい、しっかりとね。お願いします。

[]
最近では人権に関する法律ゆうのは、障害者差別禁止法であったり、LGBTの問題も法制化されたり、ヘイトスピーチに関する法律もできてますよね。今、前の国会で継続審議になりました部落差別解消推進法も本国会で成立するかどうかの瀬戸際、まあたればの話ではないですけども。例えばその、今度の国会で部落差別解消推進法制定されれば、それをきちっと県が、福井県内の市町に法の主旨とか意義とか内容をきちっと伝えて、それに対応した人権協議、啓発、研修を、市町で必ず実施してくださいということが言えるのです。法に定められたことですからね、当然県や市はそれを、実行しなければならないと思いますよ。そのへん、県としてはどういう、たればの話で申し訳ないんですけど、できたらすぐなら

(櫻本 健康福祉部長)

この法律案の5条ですか、教育啓発で地方公共団体は、地域の実情において部落差別を解消するため、必要な教育および啓発を行うよう努めるとするという

風になっておりますし、3条では地方公共団体の一つの部落差別解消に向けた責務というのが法律に規定されておりますので、当然私ども、先の国会で障害者差別解消法通りまして、それで様々な体制・協議会等も整えていたんですけども、同じように部落差別解消ということについても当然我々の責務としてやっていく必要があると思います。

福井選出の[REDACTED]がこの件については熱心っていう話や。熱心っていうか一理あるっていうことが、法律を作っていくというサプライズを続けていったわけで。そやからすごくがんばらないかん。まあまあ、冷静になってみたら、と思うでしょ。

[REDACTED]
ちょっと1個確認をしたいんですけども、市町で作った連絡協議会ですよ。設置要綱も見ているんですが、会長さん、じゃなくて会員か、会員の中に健康福祉部の企画幹が会員になると思うんですけども、今日参加されてるんですか。

(森下 人権室長)

企画幹は、今日参加しておりません。

[REDACTED]
で、会長の選任方法は特に書いてないんですけど、会長は決まっているんですか。

(森下 人権室長)

会長は健康福祉部企画幹です。

[REDACTED]
名前は

(森下 人権室長)

池田と申します。

[REDACTED]
もう一つですが、これ人権同和教育の施策を含めて、進めるとなっているんで

すが、教育委員会は入ってないんですか。県の教育委員会、市町の教育委員会。人権教育も推進するわけでしょ。情報交換するわけでしょ。そうするとこの連絡協議会の構成に、教育委員会関係者が会員となっているという風に読めないんですが、これはそれでいいんでしょうか。

(森下 人権室長)

啓発を中心に考えておりましたので、教育関係の部署の担当課長は入っておりません。市町村の人権を総括する担当課ということで、例えば県でいうと私も人権室ですけども、そういった立場のところが入るようにしている。そこから、教育関係へも必要なら指示をしていただかないとだめだと思います。

あのねえ、今までの担当主任会や、そういうところの会議が発展的になったんやと思うけれども。それをいつまでも引きずってではあかんわけ。もっと大事に感じなあかん。だから人権教育啓発、教育っていうのはそういうところも入れていかんと、やっぱり本当の情報交換ならんし、それからみんなやるかという、議論してそういう気持ちになっていくためには従来のような会議では弱いと思う。それを充実してもっと規模の大きい中身のしっかりとしたもの作っていかんことには、全体の底上げのための話し合いにならないと、そりゃ思うよ。担当主任の集まりでは、その場に限って、そりゃ評価するで、協議会作ったということは。こちらが20年かけてずうっと言うて、やっとできたんやから。だけど中身をこれから、やっぱりしっかりさせなんたら、ためにならん。これはね、皆さんのやることを、仕事やで、支えていく仕事なんや、これは、よう言うたら。頑張ったつもりやから、全県網羅できるわけないやん。市町村が動かなんたら県が掲げていることをやることはできない。そのためにそういう機関をつくりなさいと、やっとできたんやから。そういう意思をいかしてくれなあかん。教育委員会も入れるように働きかけてください。

教育委員会必要ちゃいます。

(櫻本 健康福祉部長)

今のご指摘を踏まえて庁内で検討したいと思います。

対象者、教育関係者入れてやで、教育関係様々な取組みをやで。いろんな手法

があると思う。委員会として入るとか

(櫻本 健康福祉部長)

いろんな形があると思いますので

時間がないので、先に急ぎますけども。県の人権センターのことやけども、確かに資料を十分に揃えて、そういう取組に支援せなあかんと、当然やろね。ところがその中身見ると、図書が同和問題を含むものが3冊しかない、パネルも2枚しかない。別に同和問題だけじゃないですけども、やっぱり人権問題解決するために、やっぱりその、例えばエイズの問題。それからハンセン病の問題、在日の問題。それぞれの資料しっかりあるの。そこにには取組みにくいと、そういう雰囲気あるけれども、それならば他の人権問題しっかりやれやと。そのうちに同和問題重要やと様子がわかってくると思うから。資料も少ないし、どうなっとんの。

(宮前 地域福祉課長)

DVDとか書籍とかでの中での人権の様々な分野の中で、同和も取り扱ってますけども、同和だけが少ないというわけではございませんけれども、今後も充実していきたいと思っております。

私はまあ500冊ほど持っておるけども、なんやったら貸してあげるし。まあ個人で持ってます。ですから、まあもうちょっと資料揃えてもらわんと

(森下 人権室長)

誤解があると困りますので、訂正させていただきますと、(3)の情報の提供といえますのはあくまでも貸出し数が、書籍ですと14冊と。そのうち同和問題の貸出しが3冊ということで。書籍ですと人権センターには1100冊ございますので、そのうち同和の本が何冊あるかというのはわかりませんが、確認したいです。

もう1個ね、報告の内容でちょっと気になってね。さっきから部落問題少ない同和問題少ない言うてるな。同和問題っていう項目見るとね、人権について勉強する。同和問題も含めてって書いた。なんか括弧して同和問題も含めてって書

いたら、それは同和問題についての取組みっていうイメージ。括弧付けただけちゃうのというしかないやん。例えば、僕仕事で職員研修の担当やってる。公務員のね。それはね、部落問題の学習する時も、さっきから言うてるように、障害者差別の話になったり、いわゆるLGBTの話であったり、在日の話やったりしますよ。するんやで、同和問題の話する、他の話せんとかそんなことありえへん。ただ同和問題も含めての人権問題全体、括弧して同和問題も含めてみたい。これは違うやろみたいな感じするわ。まあそういうことで、当然点検をやっていただいて、さっきから議論されてるように、この協議会の中で問題提起をやっていただいて、しっかりと取り組む状況作っていただきたいと。さっき、でしょ？と言ったのは、冷静になってこの文章見とったら、わーっとしません？頭の中、わーっと。すっきりせえへん、しないでしょ。でも人権問題きわめて具体的で、打てば響くっていう言い方がおかしいけれども、何の話してるかってちゃんと分からなアカン。わーっとしてるイメージやで、頭。でも今日出してくれた資料にケチ付けて申し訳ないけども、最後になんかわからんけど、わーっとしたイメージしか持たんっていうのは、きわめて抽象的で、同和問題についての取組みが希薄になってることにやっぱり、原因ちゃうかと思うんでね。

さっとやって、後まあ時間があればですね、話をしますけれども学校教育のことについて頑張って書いておられるんで、地区別の人権教育研修協議会、これは今年からこういうか。全校の小中を対象としてと、それはええこっちゃと思うけど、だかもっともっと学校の先生のね、研修を何らかの形でやらしていかなと、そしてやっぱりその決して同和問題だけということやないけれども、人権問題を積極的に、やっぱり教師やから、提起せないかんわ。それは具体的に、まあどうなってるか書いてないけどもね、小学校のずっと資料見せさせてもらおうと、低学年はやむないと思うで、5・6年の場合、4年生からか、4年から5年からずっとしていきますね。特に6年生の場合な、江戸時代の身分制度って、これまあ、どれだけの内容か分からんけども、それかあと人権集会で、拉致問題も言うてますね。これも大事なことやと思います。しかしこの中で、差別というものにどう捉えてるんかということ、何も書いてないから分からない。あとね、拉致問題多いけどもまあ。それからね、資料の何ページか分からんけども、6ページの殿下小学校、中学校の方やな、中学。ここのところに、音楽・歌唱「ホワイトクリスマス」、これ出てますな。これはまあ、平和教育に当たる行事思うんやけどもね、だけでも戦争というのは、根源は差別からなるちゅうわけな、出てきてるわけよ。人種差別、民族差別、そういうものから、ナチスの問題から始まるんやけども、そこに差別というものが、どの場合でもみな、戦争の原因になってきて

るわけ。まあ、そう意味で平和教育、音楽も大事なことですけどね、やっぱり戦争が起こる原因は差別なんだということを、きちっと子どもにも教えないとならないと思う。中にはね、なんちゅうかな、これは。下の方に人権週間と書いて、様々な人権問題を知り、他の人への思いやり、心情を高めると、こりゃええことやん。しかしこれも今言ったと思うけど、だから人に対する思いやりとか心情とか、そのものの、根底わやな、自分自身の中に差別があると勉強する、そういう子どもの考えを持っていかないと、自分自身に問いかけていくという、そういうやり方しないと、感情的な部分だけではあかんわけよ。感動して人間変わるのもあるけども、自分自身も見つめさせている、自分自身に差別があるんか。いじめの問題でも自分はどうやったんかと、いじめにあわへんのかと。そこらへんをやったり、問いかけていかないと、ただいろんな事やって感動できるだけではねえ、もう一つ、弱くなって、まあそういうこともありますね。これ回答があってるか分からんけど。

あ、あの指導計画ですか。これ小学校、中学校なんか人権の分類がしてあって⑤が同和問題となってますよね。これは各学校でこの⑤に挙げたとか、というものなのか、それか教育委員会の方で分類分けされてるんですかね。ちょっと学校によってまちまちのような気がするんですね。で、例えばの話、これ疑問に思うことがたくさんあるんですよ、この⑤付けが。例えば、これ [] っていうんですか。1年生の12月に保健のところで性とどう向き合うのかというのは、子どもの課題であり、障害者の課題であり、同和問題の課題であるとか。同じく2年生、 [] の2年生。12月の保健のところで環境汚染というテーマで挙げられてる課題が、障害者と同和問題。ここで同和問題が入ってくる、なんっていうのか。理由がよく分からないんですね。 [] のところと言うと、エイズと私たちというテーマのところ、同和問題と患者というテーマで。皆さんのところで資料等出してもらって、整理されたのかどうか分からないんですけど、もらったので。去年もこんなようなのが出てるんです。で、去年も不思議でならない。その⑤の同和問題というのが、さっきの市町村の取り組みのところでありましたが、言いましたが、何かちょっと触れたら同和問題のところに含めるというのではなくて、メインのテーマが同和問題なんだと。こういう何かそのやってくれないと、いかにも全部同和問題に絡んでやっているように映るんですが、これではだめですよって言って学校に投げかけしてもらわないと、学校では同和問題に取り組めないと思うんですよ。そんなエイズと私たちってテーマで「同和問題だ」って言われるとどう説明してるのか。その辺、学校の先生がその辺、同和問題と思ってるのかどうかについて怪しいんですけど、やば

っりこの分類もしっかりしてほしいなと思います。それから、今日は義務教育の先生が来ておられると思うんですが、小学校とか中学校の社会分野で部落問題に関する記述が極めて、かなり詳しくなったのはもう十数年前からですよ。私の記憶では2002年版からだと思うんです。そうすると、かなりこの内容がたくさんあって、ここに書いてある江戸時代の問題だけではなくて、最近でいうと中世の被差別民のところからもう部落民のかんりの話が出てくるし、それから明治以降では水平社のところからやってるのではなくて、同対審答申のところも書いてあるんですよ。ようするに非常に近い現代まで書いてあるわけです、学校の教科書には。だから答申とか特別措置法のことも書いてある。そうしたら学校の先生たちはこれでやっているのか、これで言う限りは、計画を見る限りは本当に制御されているのか非常に疑わしいので、私としたら教育委員会の方が、例えば教育分野が社会科分野では、こういうところこういうところは部落問題の関係の記述があるよと、先生はもちろん知ってるはずなんやけど、多分その、計画の中に入ってこないということは、見過ごされてるんじゃないかと思う。最低限ここと、ここと、ここは部落問題の絡みのことで教科書には記述があるよと。で、学校で取り組むか、且つ先生が取り組むかどうかは、また選択計画の中に入ってくるとは思うんですね。ぜひ、その分類を見直してほしいのと、いわゆる、もう少し内容を点検して各学校に伝えてほしい。そういう意味ではさっき[]がおっしゃった学校の先生の研究が進んでいけば、まあ両立していくとは思いますが。ぜひ教育委員会としての働きかけもやってほしいなと思います。それから、高校の関係は読みましたが、高校で挙げられているのは[]ですよ。で、これも分類の仕方は、本当にこれ、部落問題も取り上げてるのと思えないようなところがあるんですが、近代国家の成立で括弧して部落差別と書いてあるけど、何も部落差別だけじゃないでしょう、近代国家の成立というのは。あるいは、近代日本とアジアのところで部落差別と女性差別挙げてますと書いてますが、そんなのたくさんありますよ。近代日本とアジアという分類でいうならば。だからわざわざ部落差別とか同和問題を挙げるような気がしてならないし、どっちだったかな、どっちかによっては、現代社会とか日本史を選択した生徒は、まだちょっとは人権問題・部落問題に触れる機会はあるけれども、それを選択しなかった生徒は、いわゆる現代社会なり日本史を選択しなかった生徒は、人権ロングルームとかホームルームの機会を除けば、人権にかかわるチャンスはないんですかね。

(佐々木 高校教育課長)

現代社会は1年生全員が受講します。

あぁ、そうなんですか。わかりました。分類の仕方と教科書記述を学校の先生に教えるということについてちょっと答えてもらえますか。

(淵本 教育庁企画幹(義務教育))

ご指摘ありがとうございます。義務教育課の方の今のことについて話をしたいと思います。一番大事なことは小さい時に社会科の授業の中で、歴史的にどういった差別問題が生まれてきたのか、そしてそれとは日本の歴史の中でどのような展開をしていったのか、これを正しく、きっちり教えることは社会科教員の務めでございます。ご指摘ありました部落差別の問題は、全国水平社で終わるものではありません。福井県は東京書籍の教科書を使っております。その中で持続可能な社会に向けてと日本社会の課題というところで部落差別の問題、同和問題は長い間の部落解放運動を基礎として、1965年・昭和40年の同対審の答申がなされて以来ですね、特別措置法に基づく対策事業によって改善されてきました。しかしまだ、いろいろな問題があるのだということについては教科書にも、ご指摘の通り記述がありますし、社会科の教員であれば、これはしっかりと教える、そういう授業が求められるわけでございます。それで今年ですね、昨年度、私この会に出まして強く思ったことで、1つ変えたことがございます。それはやはり学校の校長が、このような差別を決して許さないんだと、小さい時から、小学校・中学校の時からそういう教育をやるんだということで、今年からその地区別ですね、そういう研修会すべての小中高・特別支援の校長全員参加で、今のご指摘があるような様々な差別、それとその同和問題含めて、校長対象にしっかりと研修を今年から始めております。そしてスクールプランという、すべてのホームページで福井県公開しておりますけれども、そういうところで、人権問題、これを具体的に学校の中で教育をして、そして日常的な感覚の中でそういったことを許さないんだというような子どもたち、それを作るためにやっていきたいと思います。一部ですね、計画はすべて詳細の計画じゃなくて、これを示しましたけども、決してやってないんじゃないじゃなくて、学校ではそのような取り組みを進めていますし、校長のリーダーシップでやっています。分類につきましては、今のご指摘十分に踏まえましてメインのところをしっかりとわかるような、そういったところについてはすぐ対応していきたいと思います。

私あの、実践事例集も読んでの上の話なんですけども、全ての学校で全ての社会科の先生がしっかり教えているというのであれば、実践事例集で部落問題に

関わる実践事例が出てきていいんじゃないですか。とりわけ今日、部落問題に関してメインで話をしているんですよ。実践事例集に4つ出てるんですか。部落問題に関したものは、1個だけじゃなかったですか。だから広い意味の人権を大切にするという教育で人権教育ってなら分かりますよ。しかし、そのまま話し合いのメインテーマは部落問題なんですよ。差別をなくしてほしい、部落差別を。で、学校の具体的な事例でも実践でもこういう取り組みが行われてますという、だったら分かる。あるいは社会科の歴史分野の、あるいは実践事例が出てくるんだったら分かる。先生のおっしゃってることと、違うんじゃないかと思って聞きました。

そういう風におっしゃるんだったら資料出してくれや。なんで違うの。

全部の学校で取り組んでるんだったら、おっしゃるんだったらそういう事例出さないと、理解できない。

ついでにお聞かせ願いたいんですけども、地区別の人権教育研究協議会という組織があるようですけれども、これはどういった組織なんかということと、先ほどお答えいただいた全校長を対象とした研修を実施してるとおっしゃいましたけれども教職員の研修ですね、こういう人権教育に関する研修はどのような実践がされてるのかということと、もう1つ学校ですから保護者・PTAがございますね。PTAの社会教育活動とか含めて、多分年間いくつか取り組まれてるとい風に、義務でも高校でもやられると思うんですけども。PTAの中で人権研修なんかを取り組んでる実践があるのか、どうかをわかる範囲で結構です。

(淵本 教育庁企画幹(義務教育))

はい、お答えいたします。PTA関係でもこのような人権の研修を行っております。最近、多くございますのはやはり、いじめの問題、それからいろいろ、インターネットを使いたいじめとか、なかなか学校では見えにくい学校で行われているような差別、これが大変深刻でございます。そういったことについては専門家を入れて、そういった研修を学校の方とPTAと連携して行っております。そして先ほどの地区別人権でございますけども、今年度、およそすべての校長対象にという話でございます。福井県を3つのブロックに分けて、その3会場に分けて3回行っております。そこでは同和問題の方で、ご講義をいただくそう

いうことを、[REDACTED]でございますけれども、この方をお招きしましたり、[REDACTED]をお呼びしたりと、ということで、同和問題を主とした、そういった研修ということで、校長先生方にそのことについてしっかりと学んでいただくような、そういった研修会を今年実施しております。

(佐々木 高校教育課長)

高校でございますけれども、先ほど申しました現代社会という教科は1年生に入った時に2単位ですかね、全員実施をしております。そのときの基本的人権の保障という章がございますので、そこで法の下の平等ということで、同和問題などについて議論をしております。あと各教科の選択いろいろありますけども、日本史で同和問題の経緯でありますとか、国語とか英語とかなりますけども、差別だとかいうのを題材にして考えるという分野が増えてまいります。

それから高校では今、いじめ等がインターネットやラインやらによるものが多いんですが、その時にいろんな理由が考えられます。差別的なものもある場合もございます。そのときに教員はいち早く見つけて、そして生徒たちに解消を早くしてやると、これが高校での人権教育の一番急務と言いますかね、急を要するものであると思っております。PTAの前でお話しするのが、これはまあいじめの問題が多くありますので、SNSの使い方だとか、家でスマホをどう使おうとか、そういう風な研修会はしております。以上です。

[REDACTED]
研究協議会という組織がどういう組織なのかお答えいただきたい。PTAの同和問題の研修やってください。平場の教員に対する人権研修もね、同和問題を含めて。すでにやってるんやったら中身教えてほしいのと、部落問題も含めて今後やってください。

[REDACTED]
どこでも多分やってると思いますけど、授業参観。授業参観の日とかあるやろ。授業参観するやんか。で、授業参観終わった後にみんな集めて研修しましょうとかね。親を改めて、同和研修するから来てください、人権研修するとかなかなか難しい。やっぱり地域とか親、子どもだけでなくて学校の役割っていいのは子どもにしっかりやって、教育をするっていうのも大事。で、当然ですね、その子供と来る親・家庭、そういう地域とどう連携するのかっていうのも大事な課題なんで、そういう意味で教育の果たす役割やと思う。その辺もしっかりと意識して取り組み進めてほしい。せっかくね、しっかりとやるっていうんやから。

ですか、高校での取り組み、現代社会みんなやってるとおっしゃるけど、さっきの発言もそうなんです、提出された実践事例を見て話をしているわけです。で、基本的人権の保障というのは非常に分野が広いわけですよ。基本的人権というところは、部落問題・同和問題が鍵だとしても、それはごく一部だと思えますよ。で、事実、皆さんが出してきた[]の実践事例も現代社会で日本国憲法の基本原理で勉強してますよね。でもこれ、いわゆる訴訟になった案件で、要するに薬事保障とか信教の自由とかそういうものをとり上げているわけです。でも部落問題を取り上げた実践事例を皆さんが出してくるんだったら、さっきのようなこと言いません。皆さん、みんなやってるんやなっておっしゃるけど、みんなやってるんだったら、次回こういうものを仮に出してくれるんだったら、部落問題にからめた実践事例出してくださいよ。小中学校も一緒ですよ。そんな教科書にあるから触れているし、やってるなんてわかるけど、今言った基本的人権のところで同和問題にきっちり触れているんだったら、それ出してもらったらいいんじゃないですか。そしたら部落差別ならないんですよ。

(佐々木 高校教育課長)

[]の例ともう一つその前にある[]の例を出しておりますけども、[]の例は採用の時に

だから見てるんです。公正採用の問題が取り上げられましたねと、分かる。しかし、ここに部落問題が語られてるかどうか分からないんです。公正採用というのも家族構成の問題とか出身の問題とかだけじゃない訳ですよ。だからちゃんと部落問題について説明されたのかなと思います。

やっぱりいつでもいいから、3年間の間に一回でいいから、きちっと部落問題に。ロングホームでもいいやないか、社会でいいけど。その時に歴史のことだけじゃなしに、現在の部落問題、過去のこと言わんでいいからな、時間がないから。現在のことについてやってくれないといかんの。できれば近代の時代もすればいいし、日本全体にやっぱり今の日本に被差別部落差別があるやないか、それをやっぱりどこかでいいでもらわないと、部落問題の話にならない。忙しいのよくわかるけど、1年から3年のどこかできちっと、入れないとあかん。

(司会 [REDACTED])

すみません、ちょっと時間がないと言われますが、トイレどうですかね皆さん。各自で行かれますか、それとも10分間休憩しますか。

それでは、5分前までにおかえり下さい。休憩させていただきます。よろしくお願いします。

《休憩》

(司会 [REDACTED])

時間が来ました。まだ同盟側の方が、多数、トイレが混んでいるようですが、県側の方そろっておられるみたいですので、再開をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[REDACTED]

それでは、人権教育啓発の部分でもう1点だけ、ちょっと、やりたいと思います。今の人権教育啓発連絡協議会等が設置されて、横のつながり、いろんな、情報交換の場として進められると思いますが、今後の課題として思うのは、その人権教育啓発設置要綱の方をちょっと見とるんですけども、その中の会議ところで、2項目目のウですね、人権啓発・人権教育に関する事例の研究というところなんですけども、様々な問題、山積しているというなかで、やはりその人材育成みたいな形のところのネットワークづくりというのをぜひちょっと力を入れていただけないかなと思います。あの私も[REDACTED]の行政職員でもあるんですけども、やはり30年前、こういう活動が活発ではなかったときには、その人権担当というような方々がやはりお前ら自分らの意見を言えと、自分らで立ち上がって問題解決するためにというふうにすごく後押しをしてくれた、そういう先輩方がおられました。そのなかで今は少し柔らかい動きになっているのかなと、だからいろいろ法律や何やらで規制をされて、そこに行くんですけども、その人権問題、特に同和問題に対して、指導力を発揮するような職員であったりとか、先生であったりとか、というような方が不足しているのではないかなと思います。ですから、行政の中なら2、3年で部署が変わってしまうので、なかなか難しいと思うんですが、もう少しその教育委員会、例えば、住民関係の部署、そしてそれ以外の部署を通じて、人権のリーダーが育成されるようなネットワークづくりを、今日もし、進めてもらえるようなら、県の指導力を発揮してもらえたら、というふうに思います。じゃないと単なる連絡協議会に終わる。そこに築く素晴らしい優秀な方しか動けない。ただ、その方が不満を持つというような形になるかなと思いますので、いわゆるこの啓発の連絡協議会がさらに教育分野もつ

ながって、もう少し広がって行って、何でも語らえる場みたいな場所を検討いただけたらなと思います。以上です。

(宮前 地域福祉課長)

協議会の場で教育委員会も含めるかどうかですけども、また教育委員会とも相談しながら前向きに進めていきたいと思っています。

2 [REDACTED]における差別事件について (地域福祉課、義務教育課、高校教育課)

[REDACTED]
資料を探してんですけども、[REDACTED]も7月やったかな、覚えてないんですけども話し合いをしました。しかし、なかなかこちらから見ればやね、進んでいるのかどうなんかわからないような話になっています。これはやっぱりね、何と言うか、今までやってこなかったためなのかわかりませんが、もう1つやっぱり自分のところのまちで、そういう事件が起きたんやから、解決しようという姿勢がなかなか見えてこないわけだ。それで、ぼちぼちっていうとなんというか、もうちょっと積極的に取り組むように、あの話をしていかならんのですが、やっぱり福井県としても指導を強化してもらわないかんわけですよ。これはなあ。それから後聞きたいんですけども、講演会10月17日に人権教育啓発講師及びということで出てますね。啓発責任者研修会。これは今企業があの、公正採用の推進指導員の組織とはまた別なの。ですね。[REDACTED] とうやの。

(森下 人権室長)

はい、あの公正採用の組織は別で、私共の人権研修の1つとして考えていますけども。

[REDACTED]
公正採用のあの、指導員だけの組織はないんやろ、正式には。そういうもの。みんな個人でバラバラにやってるん。各企業。

[REDACTED]
各企業に推進委員を設置して、やっているというそういった人たちを含めてこういう研修に参加していただきたいと思っています。

この組織はできたんやけども指導員だけの組織はないわけや。

(森下人権室長)

ないです。

組織を作って、課長は知らんわけやな。僕はね、今、こういうこともいいと思うんだけど、それよりも、公正採用の、推進委員さんだけの仲間の組織を作って、そこで話し合っていくということも大事かなと思います。の例を出してあれやけど、のところではそういうのをやってるわけや。そういうのを、ひとつ使用してほしいと思うんですけどね。まあ以上です。

(森下 人権室長)

労働部局の方とも一回お話をしてみますので、私どもだけではわかりません。

だからの啓発を進めるというのもそういう拠点からやっていかないと取り付く島がないやん。一般の人に、同和研修、人権教育、啓発をやるったってとんとできないでしょ。あらゆる取り付くところを、きっかけを作った、そこをやっぱり、取り組まんと難しい。だから、地方同和推進協議会とかそういう大きな組織ができればいいけども、そこまではなかなか難しいと思うんで、これはやっぱり公正採用の指導員、そういう人たちの仲間を組織して、するということが大事やと思う。

(森下 人権室長)

話は分かりました。具体的にどんな形になるのか、検討したいと思います。

のことなんやけども、こん中にのこれまでの人権教育の取組みのこと書いてるんやけども、僕あのの話っていうのはね、これは素晴らしいテーマやと思うわけよ、せっかくこんなの話がね、例えばこういうわけではないと思うんやけど、やさしい日本人がいた場所。思いやりや助け合いの心、そして公平・公正さ。ここは訂正せえへん。せえへんけどもの行動っていうのはやさしい日本人の話ではないわけよ。いわゆる優生思想と

いう極めて悪質な、差別意識に対して、そして差別的な行動に対して、抵抗していったわけですよ。最後には日本政府からも [] を受けた人ですよ。やさしさとか思いやりとか助け合いということで、終わったらあかんと思ってるわけですね。そうでしょ、 [] が批判して、抵抗したって事っていうのは、あれは人間にはランクがあるって考えたんですよ。価値の無い命という考え方やで。生きとる価値のない命があるというような、当時の [] の考え方がそういう考え方なんやろ。それに対して抵抗していったわけや。最後は日本の政府に [] をされたわけや。こういうところ、さっきから言ってるけど、部落問題や同和問題と一緒にやらな。だから、仲良くしましょう、優しくなりましょう、思いやりを持ちましょうで終わってしまってるないか。本当のことどうやってところをもう少し突っ込んでいかなあかんよ。んで、うちの委員長も言ってたけど、戦争というのはその後ろに差別があるんや。んで、差別って一体何なんかということも踏まえてね、しっかりとせっかく [] の話、やるときね、これすべておあつらえにしかできん。だから、まあどっちかっていうとやさしい日本人がいたというのは事実やし、せやけども我々全ての日本人が、そのときにどういう立場にたってきたのかということも含めて、精神もなんやら教えることによって、本当に命って大事なんやとか、優しさってどういうことやねんとかわかるわけですね。感想だけで申し訳ないけどね、そういう感想を持ちますわ、この資料を見とったらね。そやないのっていうことや。なら、あの、 [] のこれまでの取組みについて、データの状況を見てもね、ほんまにその差別の実態とかにしっかり切り込んでいるという姿勢があんねんやろうかというふうな疑問を持つってのは、あのこんだけ見てもそんだけの疑問を持つんですよ。

[]
県はよう指導してくれているわ。 [] の話は感動的な話や。だけどそれをやってるから [] は人権教育をやっているというふうにはならない。どんだけ人権意識が鋭くなっているのなら、 [] の全体のああいう啓発・教育の予算がだいぶ動いているというのか、そういうふうと思う。だから感動だけでビデオ、よしとするものではない。例えば、ハンセン病についても、学習した子どもたちが、今度は患者に対して握手できるかどうか、ハグができるかどうか体験させたらええ。それができるかどうか。突っ込まれなかったら、感動的な話だけではあかんて。

[]
全体的に見ると、これまでとこれまでの取組みを進めていくというような形で書いてあるんやけども、重点はどこなのかということがよくわからない。例え

ばいちばん最後の行に、われわれも入って、[]と県と話し合いをしました。で、解放同盟も提案、いくつか提案をさせていただきましたが、提案をいただいており、今後も提案の実現に向けて[]とともに取り組んでいきたいとあるんですけども、具体的に何を優先課題として、[]は考えておられて、県として働きかけをなされるのか、例えば提案の中には[]で作られた庁内会議ありましたよね。で、その構成メンバーをせめて学習会とか研修会やってほしいというようなことを提案の中に入れたと思うんですが、いわゆる庁内連絡会議の構成メンバーの学習会は進んでいるんでしょうか。それもし進んでるんやったら、やっぱりここに書いてほしい。それから、この差別事件そのものは企業の人々が差別発言をしてるわけですよ。そうすると企業に主体的に同和問題研修に取り組んでほしいわけですよ。[]は企業独自に対しても働きかけはやってもらえるんですか。県はやってもらえることはここではわかる。[]の企業の人たちにどういうスタンスで働きかけられているのか、その辺はどうでしょうか。この2つ。

(森下 人権室長)

すいません、まず、学習会、庁内の幹部の方に対する学習会についてはまだ実施はされておりません。企業への啓発なんですけど、これにつきましては、こちらの方、県の方からもだいぶいろいろ案を出しているんですけど、まだ、[]が主体的にこう、県と共催でやっているような事業だけでして、主体的に、対象に研修とかはやっておりません。[]は今、話をしますと、体制ができましたので、その体制をもとに、どんなことをしていくかというのを、人権基本方針を見直して進めていきたいと、それがまず第一だというふうに言っております。それではちょっと県としてもなかなか先に進まないの、従来からの企業に対する研修をもっと何か考えるように、こちらからもさらにアドバイスしてですね、やっていただくようにしていきたいと思っております。

5 人権意識調査について (地域福祉課)

(司会 [])

[]の問題、また身元調査等もいろいろと問題点もあろうかと思いますが、5番の人権意識調査の結果について、話し合っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[]

福井県の調査結果を見ましたが、非常にがっかりしました。調査の目的は人権施策の参考資料とするということですよね。じゃあ調査結果報告書にどういうことで参考にしていくのだ、ということが一個も書かれていない。今日の回答書にはいくつか出てきましたが、同和問題について、結婚に反対したり、結婚をあきらめようとする人がまだいると書いてあるけれど、皆さん、部落の人との結婚を県民はどう考えていると思います。大雑把に言うと2割は反対です。だからさっき、うかがいませんでした、身元調査の話があって、調べようとする人が同和地区の人ではなかったから、差別事件にならなかったとの説明ですが、同じですよ。部落の人だろうが部落の人でなかろうが、気にかかるから調べるわけですよ。それで部落の人でなかったからと言って、差別事件でないんでなくて、同じ差別事件だと思います。ようするに背景として2割の人がまだある、との表現がどこから来たのか分からないわけですが、2割も反対なんですよ。部長さんは調査結果報告書は見られたかどうかは分かりませんが、これがそうですよとの説明が一個もないので、お忙しい部長さんは斜め読み程度でないかと思うんですよ。数字だけ書いてあって、もっと言うと、ここに同和問題への関心が低いと書いてあります。関心が低いとの意味はよく分かりませんが、部落問題そのものも知らない、という人も2割くらいいるんです。みんなで頑張って部落差別をなくそうという時に、その部落差別はどんなことかも知らない人がいる。調査結果からそんなのが出ているんですね。で、結婚に反対が2割、だから、何かここに書かれている、あたかもこれが分析であるかのようなことが書いてあるけれども、非常に不十分だと思います。ですからもう一回整理して、いろんな設問をされているわけですから、それぞれの設問からどういう課題が見えてくるのか。福井県としてはこれからどうしていくかということの方向付けまで出してもらわないと、単に調査して終わってしまった、ということだと思います。一番下に、過半数の人に人権啓発活動が知られていない、実際そうなんですよ。県や市町村がやっている啓発を、そんなことをやっているのもしらない、これが過半数を超えているわけです。ここに書いてあるのは、多くの県民に関心が持たれるように啓発事業を工夫していきたい、なんやけど、そうではなくて、周知をどうするかとの問題が問われていると思うんです。これまである程度やってきた、皆さんからの計画書や実績報告書が出ているけれども、やっていることすら知らない人が半数いるわけですから、これまでどおりにやっていたらダメなんですよ。工夫したいというのなら、どう工夫するかまで出さないと、私たちが求めている、問題点を述べた今後の対策になっていない。部長さん、半数も知らないんですよ。今までのやり方では、半数しか届いていない。それから、県や市町村がやった啓発企画に参加した人はどれくらいいると思いますか。実際に参加した人、6%しかいないんですよ。だから、大雑把に言うと20人に一人くらいしか参加したこ

とがない、どうするのという問題があって、これから充実しますやら、一生懸命やりますと言うけれども、これまでのやり方ではいかがかなと思うんですね。だから、ここにこういうように書かれているのは、ごくと言ったらおかしいけれども、一部なんです、実はもっと言うならば、設問、20幾つあったかな、ほとんど役立つ質問をしていないんです。もともとと言うと、いや、本当なんです。本当に設問たくさん、皆さん読まれたことがあるか分からないんですが、こんなことを調べて何になるのという質問ばかりですよ。部落の人との結婚というのはあえて2つあった。それから部落問題を知っているかどうかで聞いたのではなくて、部落問題を知ったきっかけは何ですか、という質問の中に、部落問題は知りません、という選択肢があって、それによると2割は知らないと答えている。そうではなくて、部落問題を知っているけれどもどういう中身として知っているのかということを調べないと、知っていたとしてもどういう中身として知っているのか、そこを問うようなことをやらないと、啓発や教育にならないのではないのでしょうかと思います。ちょっと総合的に言いました。

今の結婚差別の問題については、2割というのは非常に高い数字だと思うんですね。でも4年に1回の府民の意識調査をやっておるんですけれども、それに比べても非常に高い数字だと思うんです。先ほども啓発のいろいろな取り組みの講演会をやったり参加型学習をやったりということなんですけれども、一点お聞きしたいのは、効果測定はどのように計っておかれるのかということなんです。これ、確かに感想文まとめられて、いろいろやられていると思うんですけれども、それを踏まえて来年も同じような、また来年も、という形で、この研修会がどこがどう変わったのかというのを、どこで検証されて、どのように、今回の意識調査の結果も含めて、改善したり、啓発をしたり、教育を進めていったりするのかということが、先ほどもご指摘あったみたいに、調査結果なりとか、この検証なりを含めて、どう取り組みを、効果検証しながら進めていくのかと。今日、ご参加の皆さんの、そういうことはないと思うんですけれども、結婚差別を受けられたという体験を話された方もいらっしゃったと思うんですけれども、皆さんはどうなんですか。皆さんが、お子さんとかご家族とか親戚の方とかがおられた時に、反対しないと言われると思いますけれども、本当にそうなんですか。というような、自分に置き換えた時の、自分がそういう立場に立たれた時にどうするかというような、自分の実感に伴ったような感覚で研修を受けられている方はどれだけおられるのでしょうか。ということをお聞きしたいんじゃないかと思うんです。の方で昨年から今年にかけて意識調査をやられたわけですが、非常に知識だけは教育とかでよく

れども、「こだわりがある」というのは既に差別ではないんか。差別なんだよなあ。それが、「子どもの意思を尊重する割合が7割を超えている」と評価しているだけだね、ここに書かれている親の意識が47.1%もこだわりの意思を持っているのやから、そういう風に評価するのはおかしいのやないか。それからもう一点、確かに同和問題については、その人の意識を聞いている。わずかだけでも。ところが、一般の方の、身障者に対する差別意識、外国人への差別意識、いろいろあるが、女性に対する差別意識はどういう風な状況にあるかと、それは調べていない。意識調査というのは、相手の本音を調べることや。そうすると、同和問題については多少分かった。後の差別意識については何ら聞いていない。そうすると意識調査にならない。全くなならない。いろいろな差別に対する意識調査をしたなら、もっと他の差別について、あなたはどうかと、あなたの心の中に差別意識があるかないか、そうしないとあかんわけよ。仮にやな、身体障害とかそういうことについて、書いているけれども、13ページ、「障害者に関し、あなたは現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」これは、知識やないか。確かに障害者が日本社会の中でいろいろな不便を感じていると、中身をずっと表して、それだけのことなんや。この障害者に対するあなたの差別意識はどうなんやと、全く聞いてない。ものを知っているとか、そんな問題じゃないでしょう、意識調査をするなら。ただ単に事実を知っているかどうかなら、別の問題や。人権意識調査なら、ほかの人権問題についても意識を問わなあかん。福井県の人々が第2次大戦でどんな意識を持っているか。身体障害者にどういう意識を持っているか。そういうところまでやらないと意識の調査にならない。意識調査をやるなら同和問題はきちんとやらないと具合が悪いと、入ったのだと思うが、そういうところ、きっちりとせなあかん。

(森下 人権室長)

今回の調査につきましては、今までも平成20年、その前は平成13年にありましたので、その変化を見ると、県民の関心がどういったところに向いているかと、人権問題について、これを見て今後のいろいろな施策に生かしていくことで、今までの設問をそのまま調査をしたことで、[REDACTED]がおっしゃるようなそう言った面からの調査はしておりません。今後、こういったことも考えなければいけないのかなと思います。

[REDACTED]
そうでないと、啓発のしようがないじゃないの。人権意識調査を基にした啓発でしょ。基礎となる資料がなくて、ただ単に予想だけで教育や啓発をしたって意味がない。しっかり意識がどこにどう向かってあるのか、というところをしか

り調べてからでないと、それが大事でないの。だから、市町の取組みを見ていたら、それが非常に欠けているわけよ。いつも感動的な話で終わったりする、世の中にある差別とどう福井県民は考えていくんやと、あなた自身はどう思っているのか。そこを問いなさいよ。それがなかったら、何もなしで人権教育啓発をやるんやったら、ダメじゃないの。それ一つ、次にいつやるのか知らないけれども、何からの形で明らかにする必要があると思うで。

今、啓発の話が出ていますが、31ページに人権啓発のためにテレビ・ラジオが53.1%で有効であるとの結果が出ておりますが、県では新年度同和問題に特化したテレビ番組でも、の先進の地ではそういう番組を作っておられると思います。そういう番組を放映すると考えはございませんか。この間、ちょっとテレビニュースを見ておりましたら、三方の久々子湖で年縞で1億円使うとの話で議会で修正の動議をされたとの妙なニュースを、私は詳しくは知りませんが、そういう話も出てましたが、年縞でいろいろな建物を作るもの結構ですけれども、毎年、もう47回もこういう会を重ねておりますが、結果が出ているんですよ。それなのに何か新年度にテレビ番組なりなんなりで、放映されるなり、契約されることを考えておられますでしょうか。一つ、その辺のことをしっかりと考えていただけないかなと私は思います。

さっきも言いましたが、この要するに結果分析というか、実はこの調査表には年代別とか性別とか地域別のデータで集計されているわけです。この年代ではどうかとかね、こういう集計結果に基づいた考察は一個もない。何のために性別聞いたり、年代聞いたり、地域別を聞いたりしたのですか。せめてここに掲げられている皆さんが出してきたものだけでも、今言う属性別の分析をされたいかがですか。そうすると課題も見えてくる。例えばの例を言いますと、若い人に、結婚していない人に、あなたの付き合っている人が同和地区の人と分かった場合どうしますかというのがある、20代では11%約1割、30代になると2割の人が結婚しないと答えている。ところがこの20代30代の人というのは、学校の教科書に部落問題の内容が豊富になった人たちです。部落問題についての記述が多くなった人たちが20代30代なんです。そういう人の間でも、若い人の間に結婚に対する忌避意識が確認できるわけです。だから、まだ残っているような感じで書いてあるがそうじゃない。若い世代の中にも継承されている引き継がれている、差別意識が、そんなところも見抜いて、教育の課題もそこから見えてくるだろう。だからこれ、もう一回整理し直して、分析してもらえませんか。

そして、今後どういう方向があるのかということを出して欲しい。どうですか。それともう一つ、集計上の問題が、不思議でならないが、例えば性別を答えなかった人、数値から外してある。男性でもない、女性でもないとして○を付けなかった人。でも、これ、心得てほしいのですが、性的マイノリティはどう答えるのですか。男性ですか、女性ですかというふうに○を付けて答えなかった人、答えたくなかったかもしれない。そういう人についてのデータは何で削除して集計するのか。集計の仕方も非常にもったいないんですけども、行政だから止むを得ないとは思いますが、もう一回しっかりして調査する気ありますか、部長。まず今回の調査をしっかりと分析してみる。そこから浮かび上がってきた課題をもう一回深めるための再調査、どうですか。

(宮前 地域福祉課長)

今の分析につきまして、回答していない設問がある人について、入れるかどうかの判断をし、今回は省いたやり方でさせてもらいましたが、これは……

それは、一般的なやり方でないでしょう。無回答の欄を設けて集計すべきです。それ、一般的な統計処理ですよ。

人権にはLGBTもあると言っているのやろ。そういう視点から言うと、男と女と答える人が半分ずつ、それは差別やで。極端に言うと、すべてそうでないかわかんけれども、今回は、男または女と答える人に限定しました言うたら、おかしいで。

(森下 人権室長)

今回の調査で男女の記入にあたっては、私どもその点はちょっと悩んだんですけど、性別については注意書きで「戸籍上の性別で記入お願いします。」という風に注意書きは付けさせていただきました。

分析についてはどうなんや。

(森下 人権室長)

属性分析につきましては、先ほどおっしゃいました、男女別の傾向とか地域別の傾向、それにつきましては、こちらである程度分析できますので、今後事業し

ていく参考にするためにしていきたいと思います。

こっちの指摘は、分析もあるが、あえて、これ集計しかしていないから、この集計結果に基づいて、これはどういうことやねとの分析もしてほしいとうちの言っていること。こんなの分析と違うやん。集計結果に基づいて、分析をちゃんとしてほしい。もっと言ったら、もう一個突っ込んで言ったら、世代別とかいうクロスもどうやと、そう言っているんや。

(森下 人権室長)

ちょっと、クロス集計までは想定して設問を作っていなかった。

では、集計可能な限りや、してもらふとの同時に分析してくれ。例えば先ほども[]の指摘のあった17ページのところ、あんたんところのコメントやで、「子どもの意思を尊重する割合が7割を超えている」というやつや、ところが「親としてはこだわりがある」が5割近くあるやろ。反対するとかいうのが2割くらいあるわけや。だから、反対するもしくはこだわりがある、という人が考えようによっては7割あるということや。なんでこここだわるかと言うと、結婚式しているでしょう、あなたも、僕は結婚しておらんが、結婚してから長い年月経っているやな。楽しい時いい時ばかりと違うわけよ。喧嘩もするときもある。すると、周りを見たら、お前辛抱しなければいけないよ、との支えがある。あなたもそうでしょう。誰からも支えられず一人で頑張ってきたわけではないでしょう。たまには親から怒られたり、するわけや。頑張って結婚生活を継続していくわけでしょう。親としては結婚段階でこだわりを持っているんだ、ということになったら、一つ間違ふと、それ見たことかと、もうあっさり別れろやという話になるわけでしょう。子供が言うから仕方ないわ、でも自分はこだわりを持っていると、そうすると、支えられない状況が生まれかねないわけ。そういう意味で言うたら、子供が同和地区関係なしに子供の意思を尊重するというのは32%やということや。そうでしょう。ところが、あんたのところの集計では80%近くが賛成しているようなとらえ方になっているから、これは違うと言うこと。これは啓発の課題間違ふで、こんな集約の仕方をしたら。言うてる意味分かります。自分に振り返って考えていいですか。親がこだわり持っておったら、喧嘩したら親に相談できないかもしれない。親から注意もないかもわからない。そういう状況に47%の人があるということやな。だからそういうとらえ方をしっかりせなあかん。だからもう一度、集計や分析をちゃんと処理しよう。

(森下 人権室長)

属性とか参考にしながら、分析をしていきたいと思います。

いつまで

(森下 人権室長)

ここでは、期日までは……

もう一遍、見直して、しなはれ。結果をやっぱりもう一つ分析して、評価しなおしてもらわないといかんわ。あんたんところの都合のよいようにではあきまへん。もう一遍やり直して。

(宮前 地域福祉課長)

また、検討させていただきます。

それと、あと一つだけ、32ページにこういう設問があるやろ。「あなたは今後、人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいか」と聞いたとる。そうすると、「学校等での人権教育を充実する」が63%強になっている。その期待に応えているかどうかやで。みんながそれを求めているんやでこれやらなかったら、どうもならんのちゃいますか。事実、こうやって出てきてるのやから、それを踏まえてもらわないと。

3 公正採用問題について (労働政策課)

また、ちょっと元に戻りまして、公正採用でございます。

公正採用の問題は簡単にいいますが、皆さんの報告読んでみると若干、減少してきている違反事業所が、と書いてありますが、しかし、これは高い水準だという認識を持ってほしい、まず。確かに事業所数も件数も減ったというデータにな

っていますが、その水準は高い。だから、この、減りました一言うて、その、それはなぜか言うて、ここに書いてあるけどもそんなに減っていないという認識をまず持ってほしいというのが一つです。それと今年3月の卒業者が受験報告書で報告した件数が64人ですよね。64件っていうのは64人。64人の採用・不採用を把握しておられるのか、まず聞きたいのが1点目。もう1つはうーんとですね、この事業所数でいうと55事業所ですよね。受験報告書であがった違反事業所は。で、福井県の事例ですけども、去年も報告してもらいましたが、実際に労働局が指導に行ったら、うちはそんなことやってませんいうて答えるんです。比率が高い。去年でいうと61社のうち確か31だったかなあ。しか認めなかった。半分以上は認めてない、福井県は。福井県の事業所がですよ。それで、ちなみに今年の春、55社受験報告書があがっているけれども、認めたのは何個あるのかも聞きたい。これが2つ目です。それとですね、公正採用選考推進員の設置状況があって、1582社となっているけれども、非常に数値が高いような気がします、いつの時点での数字か。で、これは規模別はわかるのがどうか。事業所の規模別。福井県では確か30人以上の事業所に推進員設置を勧奨していますが、少なくとも30人以上の事業所でいうと、設置率は何%になるのか。この3つだけでもいいから答えてほしい。時間がないようなので。

(土橋 労働政策課長)

はい、労働政策課です。まずは64の案件で採用・不採用につきましては採用につきましては56件。そして不採用は5件。で1件だけちょっと辞退というのがありました。で、2番目の認めた数、ここについてちょっと今、局のほうにお話ししたんですけども、ちょっと回答を得られなかった。これ後日また回答させていただきたいと思います。3番目の実際のこの30人以上という部分につきまして、まず30人以上で100人以上につきましては事業所429のうち422の98.4。そして30人以上100人未満については、1,030事業所のうち841件で、事業所ということで、81.7%ということです。で、1番最初お話あったこの、これが数として減ったというような形でとらえるかというのは、そこはまた局の方とも話をしまして、これがどういう状況かっていうところはしっかりまた話をさせて頂こうと思っています。

採用、64人のうち採用が56人

(土橋 労働政策課長)

56人です。

56ですか。

(土橋 労働政策課長)

聞いているのが56、で不採用が5、そして辞退が1、というふうにデータをいただいています。

1ってなんですか。

(土橋 労働政策課長)

辞退です。

辞退、あー。これで64になるんですか。62にしかありませんね。

(土橋 労働政策課長)

これと県外事業所が2件です。

で、5件の不採用は何聞かれたんですか。何の提出を求められて違反になっているのですか。

(土橋 労働政策課長)

違反というか、ちょっと不採用の案件も、何をもって不採用というのが、詳細をもらっていないので、これもまた。

これはでも事案を検討しているのは教育委員会ですか。何とか、何とか協議会、連絡会議みたいな作ってやってるんでしょ。教育委員会と労働局と。そこに公正、労働政策課入っただけじゃないですか。調査の主体は教育委員会でしょう。で、教育委員会は違反事業所の5、64人についての採用・不採用は把握していないんですか。

(佐々木 高校教育課長)

[REDACTED]

(佐々木 高校教育課長)

[REDACTED]

(佐々木 高校教育課長)

[REDACTED]

(佐々木 高校教育課長)

[REDACTED]

(佐々木 高校教育課長)

36

者についての違反の、不適切な質問はですね、1人は姉の年齢、住宅状況、短所を聞いている生徒です。もちろん他の生徒についてもこういう言葉を聞いておりません。それからもう1人は姉の就職状況、母の職種を聞いている2人目の高校生が不合格になっております。で、もう1人は受験をしたのだけでも、合否が出る前に辞退という先ほどの辞退であります。

([REDACTED])
それ学校の先生だったらわかると思うんですけどね、その受けてきた生徒、受験生の先生だったらわかると思うけど。落っこちるような状況の不利な状況に置かれていたのかどうかを把握しておいてくださいよ。だったらこの事業所は住宅状況や家族の、姉や親の職業で落っこちた、落としたということになるわけでしょう。学校の先生はわかると思いますよ。教育委員会でわかってなくても。

(佐々木 高校教育課長)

今、その45人の不適切な質問のデータを持っております。で、その同じ事業所さんが、不適切な質問をした他の生徒はいないんですね。その業者さんが、その質問が決定的かどうかはわかりませんが、その業者さんが不合格を出した生徒さんはその1人ずつだけでした。ですから他との比較はできないので。

8 [REDACTED] について (土木部)

([REDACTED])
時間がないんでね、3分くらいだけちょっとね、一番後の方の課題で、[REDACTED]の問題や。先ほど時間はないかもしれんと思って、こちょこちょと、ちょっと話はしとったけども、平林さんせっかく来てくれとるんやけども、どうも土木のほうではなかなか前向きのような感じではない。そういうのも、私は砂利の問題を気にしている。今まで話出たなかで、ああいう、解決の方法がないという。もう毎年砂を移動するしかない。そんなことをするんやったら、平行に作っていかんなん。そんな感じにしてかなあかん。その際に、まあ、今ははっきり言ってもう時間がないから、そこに消波ブロックがあるんや。消波ブロック。でかいの。それを伸ばしてくれと。それは前から言ってるんや。そうすると土木は自然現象やからそれはあかんとかいうけども、そんなことなかなかわれわれわからん。わかって、理解できない。何かがあってからではあかん。そうしたらもうさんざん忼々でな。やっぱり現地の人間の言うことを聞いて、やってもらわなしゃない。な、消波ブロックをずっと伸ばしていく。これ、いっぺ

ん考えてほしい。土木に話に行ってもね、どうしようも解決にならん、これは。だから、本部の方でいっぺんやっぱりきちっと一度解決するようにやってほしい。

(平林 土木部企画幹)

私共としまして、土木事務所のほうとしっかりと相談をしながら、どういうふうな対応を取っていくのが適切かということをしつかりと検討しております。特にこの[]件につきましては、[]も十分ご承知のように、海の中の工事になってくるわけですね。で、海の中の工事といいますのは、その水の動きというのが非常に微妙なところがありまして、そういう水の動きが土木の構造物によってどう変わるかとか、あるいは土木の構造物に影響して、どんな違う影響を出してしまうかとか、そういったところをしっかりと見極めませんと、とんでもない災害に繋がりがかねないようなこともあるというふうに思っております。で、そういったところをしっかりとおさえてからでないと短兵急に前に進めていくことはできないだろうということで、土木事務所の方でもしっかりと調査をかけて、シュミレーションをして、その結果を地元の皆さんとお話をしながら、方向性を考えていきたいなと、そんなふうに…

[]
現状を解決してくれなあかんわけよ。今、言うたら、橋の下に、上から砂利とそれを押しとどめられた下からの波で、ちょうど挟まれてきとるわけ。だからそこに砂利が堆積して、今、散乱物ができとるわけや。そんなのと思っていて、これから災害が起きたらどうするんかと。こういうことも地元の間は心配するわけよ。[]の問題は先おいて、[]の問題をしっかりとってほしい。

(平林 土木部企画幹)

それはご指摘のとおり意識をしておりますので、今、こういうような検討を加えている間に万が一のことがあってはいけないということもきっちりと思っておりますから、[]につきましては、今年全幅において、きっちりと土砂を浚渫するという対応をとることにしております。

[]
その説明いいけど、毎年毎年浚渫するじゃ話にならんのや。抜本的な方法を考えなあかん。

(平林 土木部企画幹)

それについては繰り返しになりますけれども、その消波ブロックを伸ばしていくということが何か問題があるようなことに繋がらないかどうか、他のところに影響を及ぼさないかどうか、そういったところをしっかりと調べませんと闇雲、ちょっと言葉悪いんですけども闇雲にやっちゃってとんでもないことになってしまったら、それは大変だと思いますので。

予算の問題にも関わってくるんじゃないかと思うので。ブロックかなり金かかるから、だから私はやっぱり試験的にでも順次伸ばしていくというやってみて、それであかんかったらやめればええし、成功しそうだったら伸ばしていく、そういう経験上のやり取りでやっていかんとパーフェクトはないから。あんたら一緒、あれ、なんやかんやとあれやと、ずっとその話や。

(平林 土木部企画幹)

委員長の熱い気持ちといたしますか、急がれる気持ちはわからないわけではありませぬけれども、万が一のことに、地域の方にたいへんなご迷惑をおかけするようなことになってしまっただけですから、そこはしっかりと…

毎日なあ、海見とるんやから。そんなことなあ、経験上なんちゅうか、しっかり前向きに考えていかなあかん。あのな、放置しとったらあかん。毎日毎日シュミレーションしてるんじゃないや。そうしてるうちにドーンとあおるような話になってしまうで。まあ、ぜひね、しっかりと考えてね。

終わりのあいさつ

(司会

それでは、懇談会の質疑応答を終了させていただきます。最後にまとめを中央本部の さんからお願いします。

今日は、ご意見、櫻本部長を初め、幹部の方々には貴重な時間をいただきまして感謝を申し上げたいと思います。同和問題、部落問題の解決は、まだ解決をみていない部分があると思っております。また、特措法が失効してから十数年経っていますけれども、まだ日本の社会では、部落問題だけではないですけれども差別意識がますます強化、拡大、再生産されていると思っております。部落解放同

盟は部落問題のことについて言ってきましたが、部落問題だけがなくなってもほかの差別の問題が残るということではなくて、一切の差別がなくなるとの思いで今日、議論していただきたいと思いました。特に県の意識調査なんかを見ると、教育の重要性、学校教育段階での人権、同和問題の研修の必要性が改めて浮き彫りになるということと、やはり当事者性の問題ですよね。当事者がどんな思いをもって日々生きているのか。ことさら、研修で子供たちの前で現れるのではなくて、地域に住んでいる人たちが、そういう思いを持って、日々暮らしているんだということが、子供たちの感性を磨いていくんだというように私は思います。せっかく県民意識調査をされたわけですから、これをしっかり分析して事業に繋げていくということが大切ではないかなという風に我々は思っております。今日、確認されたこと、いろいろ課題、要望があったことについては確実に実行していただくようさらにもお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会 [REDACTED])

どうもありがとうございました。それでは閉会のあいさつを福井県の方からお願いいたします。

(北 嶺南振興局長)

それでは、閉会にあたりまして、私の方から一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、長時間にわたりまして、非常に熱心に、また大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。特に、ここにいろいろ書いてありますけれども、県の方はもっと実質的と申しますか、実効性のあるといいますか、そういった指導やってくれとのご意見をいただいたところであります。今日いただいたご意見につきましては、私どもこれを真摯に受け止めまして、差別のない社会の実現に向けて努力をしていきたいと思っております。しっかりやってまいりたいと思っておりますので、皆様方におかれましては引き続き一層のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますがあいさつにさせていただきます。本日はありがとうございました。

(司会 [REDACTED])

ありがとうございました。それでは、解放同盟の方、[REDACTED] お願いいたします。

[REDACTED]
本日は、どうも長時間にわたりまして、同盟の方、県の方、どうもありがとう

ございました。いろいろ、先延ばしになっている件もありますし、これからまた頑張ってやってもらわないといけない問題もあろうかと思います。引き続きご協力をよろしくお願いします。ごくろうさんでした。

(司会

それでは、たいへんつたない進行役でございましたが、ご苦勞様でございました。ありがとうございました。感謝いたします。